

## 全国高等学校総合体育大会開催基準要項

### 1 総 則

財団法人全国高等学校体育連盟（以下「本連盟」という）は、全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という）を開催し、運営するためにこの基準要項を定める。

### 2 目 的

大会は、教育活動の一環として高等学校（中等教育学校後期課程を含む）生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的とする。

### 3 主 催

大会の主催は、本連盟、開催地都道府県、同教育委員会、関係中央競技団体及び毎日新聞社とする。（総合ポスター等に記載する）

競技種目別大会については、上記に会場地市町村及び同教育委員会を加えることができる。

### 4 後 援

(1) 大会の後援は、文部科学省・(財)日本体育協会及び日本放送協会とする。

(2) 競技種目別大会の後援は、上記(1)の他に開催地都道府県体育協会及び会場地市町村体育協会等を加えることができる。

### 5 主 管

競技種目別大会の主管は、本連盟当該専門部、開催地都道府県高等学校体育連盟及び関係都道府県競技団体とする。

### 6 協 賛

大会の協賛は、本連盟が別に定める「全国高等学校総合体育大会協賛要項」「全国高等学校総合体育大会競技種目別協賛要項」による。

### 7 大会開催の順序と地域区分

(1) 大会は毎年、夏季・冬季に分けて開催する。

(2) 夏季大会の開催地は、本連盟の定める次の地域(東・中・西)ごとに、ブロックの輪番を原則として決定する。ただし、地域・ブロックの順序決定にあたっては、地域内のブロック数及び都道府県数のバランスを考慮する。

(3) 冬季大会の開催地は競技種目毎に決定する。

(4) 大会は東、中及び西の地域内の順序で開催し、地域内においてもブロックの輪番を原則とする。

(5) 東、中及び西の地域並びにブロックの区分は、次表のとおりとする。但し、冬季大会については適用しない。

【別表】	地 域	ブロック	都 道 府 県
	東	北海道 東北 関東	北海道 青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島 茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨
	中	北信越 東海 近畿	新潟・富山・石川・福井・長野 岐阜・静岡・愛知・三重 滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
	西	中国 四国 九州	鳥取・島根・岡山・広島・山口 徳島・香川・愛媛・高知 福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

## 8 大会開催地の決定（夏季大会・冬季大会共通）

- (1) 本連盟は、ブロック高等学校体育連盟と連携し、関係都道府県教育委員会及び同高等学校体育連盟と調整を図り、大会開催5年前までに、それぞれに文書で開催を依頼する。
- (2) 依頼を受けた都道府県高等学校体育連盟は、ブロック内の各都道府県高等学校体育連盟と緊密な連絡調整のうえ、開催地都道府県教育委員会と連署で、原則として大会開催年度の4年前の4月1日から8月末日までの間に本連盟会長宛に開催承諾書（別紙様式1）を提出する。
- (3) 大会開催地の決定について重大な自然災害等の不測の事態が生じた場合には、開催都道府県教育委員会及び同高等学校体育連盟と本連盟が別途協議する。
- (4) 理事会による開催予定地の決定に基づいて発出した開催依頼書を受けて、当該開催予定地から提出された開催承諾書の受理をもって大会開催地の決定とする。開催承諾書の受理後、速やかに会長より決定通知書を交付する。
- (5) 開催地都道府県教育委員会及び同高等学校体育連盟は、大会開催に向け、連絡協議会を設置し、相互の連絡・調整を図る。また、互選により「幹事県」を定める。なお、「幹事県」とは、開催地都道府県をとりまとめ、連絡協議会の円滑な運営にあたるものとする。

## 9 大会開催時期及び期間

- (1) 夏季大会の開催は8月1日から12日まで及び16日から20日までの間を原則とする。
- (2) 冬季大会の開催は12月下旬から2月までの間を原則とする。
- (3) 競技種目別大会の期間は4日以内を原則とする。ただし、4日を超える場合は、全国高等学校総合体育大会中央委員会（以下「中央委員会」という）の承認を得なければならない。

## 10 大会の内容

- (1) 競技は次のとおりとする。
  - ア. 夏季大会（29 競技）
 

陸上競技・体操・水泳・バスケットボール・バレーボール・卓球・ソフトテニス・ハンドボール・サッカー・バドミントン・ソフトボール・相撲・柔道・ボート・剣道・レスリング・弓道・テニス・登山・自転車競技・ボクシング・ホッケー・ウエイトリフティング・ヨット・フェンシング・空手道・アーチェリー・なぎなた・カヌー
  - イ. 冬季大会（4 競技）
 

スキー・スケート・駅伝競走・ラグビーフットボール
- (2) 競技種目別大会は学校対抗戦を原則とするが、個人戦も実施することができる。

- (3) 競技種目別大会の参加人員は、中央委員会で決定する。
- (4) 競技種目別大会の競技会場及び競技用備品・用具については、「全国高等学校総合体育大会開催に係る申し合わせ事項」に基づき、開催地都道府県実行委員会が本連盟専門部と協議し決定する。
- (5) 大会期間中に各種研究集会、協議会、表彰式などを行う場合は、中央委員会の承認を得なければならない。

## 11 引率・監督

- (1) 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。
- (2) 監督、コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。

但し、各都道府県における規定があり、引率・監督者がこの基準より限定された範囲内であればその規定に従うことを原則とする。

## 12 大会参加資格

- (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校(中等教育学校後期課程を含む)に在籍する生徒であること。
- (2) 選手は、都道府県高等学校体育連盟に加盟している生徒で、当該競技実施要項により全国大会の参加資格を得たものに限る。
- (3) 年齢は、\_\_\_年4月2日以降に生まれたものとする。（\_\_\_部分は 平成23年度は平成4である）  
但し、出場は同一競技3回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。（「出場」とは登録やエントリーではなく、試合への出場回数をさし、専門部が責任を持って調整・確認する。）
- (4) チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。
- (5) 統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。
- (6) 転校後6ヶ月未満のものは参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる）但し、一家転住などやむを得ない場合は、各都道府県高等学校体育連盟会長の認可があればこの限りでない。
- (7) 出場する選手はあらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長及び所属する高体連会長の承認を必要とする。
- (8) 参加資格の特例
  - ア. 上記(1)(2)に定める生徒以外で、当該競技実施要項により大会参加資格を満たすと判断され、都道府県高等学校体育連盟が推薦した生徒について、別途に定める規定にしたがい大会参加を認める。
  - イ. 上記(3)のただし書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回までとする。

### 【大会参加資格の別途に定める規定】

- 1 学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、都道府県高等学校体育連盟の大会に参加を認められた生徒であること。
- 2 以下の条件を具備すること。
  - (1) 大会参加資格を認める条件
    - ア. 本連盟の活動の目的を理解し、それを尊重すること。
    - イ. 参加を希望する特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校にあつては、学齢、修業年限ともに高等学校と一致していること。また、連携校の生徒による混成は認めない。
    - ウ. 各学校にあつては、都道府県高等学校体育連盟の予選会から出場が認められ、全国大会への出場条件が満たされていること。
    - エ. 各学校にあつては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失っていない、運営が適切であること。

(2) 大会参加に際し守るべき条件

- ア. 大会開催基準要項を遵守し、競技種目別大会申し合わせ事項等にしたがうとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- イ. 大会参加に際しては、責任ある教員が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷害保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。
- ウ. 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。

### 13 大会役員

別に定める「大会役員編成基準表・競技種目別大会役員編成基準表」による。

### 14 高体連マーク

- (1) (財)全国高等学校体育連盟「マーク」(以下「高体連マーク」という)は、昭和25年に制定された本連盟標章を使用するものとする。
- (2) 高体連マークは、本連盟の許可なくしてみだりに商品、商業広告、宣伝等に利用してはならない。
- (3) 高体連マークに関しては、「(財)全国高等学校体育連盟マーク使用規定」による。

### 15 競技種目別大会の運営

競技種目別大会の運営は、本連盟各競技専門部と関係全国中央競技団体、開催地都道府県実行委員会とが、密接な連絡をとりながらこれにあたる。

### 16 実行委員会

- (1) 開催地都道府県は大会のために実行委員会を設置する。
- (2) 実行委員会の規程には、次の内容を明記する。
  - ア. 名称
  - イ. 目的
  - ウ. 組織
  - エ. 役員
  - オ. 管掌内容
  - カ. 経理方法
  - キ. その他必要な事項
- (3) 実行委員会は、事務局を設ける。
- (4) 次の事項については、中央委員会の承認を得なければならない。
  - ア. 大会運営の予算及び決算
  - イ. 競技施設の計画
  - ウ. 総合開会式
  - エ. 宿泊料金
  - オ. 競技種目別大会実施要項
  - カ. その他中央委員会で必要と認める事項
- (5) 次の事項については会長の承認を得なければならない。なお、会長は承認内容について中央委員会に報告する。
  - ア. 実行委員会規程・役員
  - イ. 大会愛称・スローガン

ウ. 図案（参加章・ポスター・シンボルマーク・入賞メダル）

エ. その他必要と認める事項

- (6) 高体連マーク・大会愛称・スローガン・シンボルマーク等の使用については、マーク委員会規程及びマーク使用規程に基づき、「取り扱い規程」を作成し、中央委員会の承認を得なければならない。
- (7) 開催地都道府県が必要と認める場合は、市町村に会場地市町村実行委員会を設置することができる。
- (8) 実行委員会は大会終了後、できるだけ速やかに報告書を作成し、関係機関・団体に配付する。

## 17 競技種目別大会の実施要項

- (1) 大会で実施する競技種目については、本連盟各競技専門部と開催地都道府県実行委員会が協議し、実施要項案を作成し、夏季・冬季大会とも、原則として前年度の9月までに中央委員会に提出する。
- (2) 競技種目別大会の実施要項に記載する内容は次のとおりとする。作成にあたっては別紙「競技種目別大会実施要項作成基準」による。
  - ア. 期日
  - イ. 会場
  - ウ. 競技種目
  - エ. 競技日程
  - オ. 競技規則
  - カ. 競技方法
  - キ. 引率・監督
  - ク. 参加資格
  - ケ. 参加制限
  - コ. 参加申込
  - サ. 参加料
  - シ. 表彰
  - ス. 宿泊
  - セ. その他必要な事項
- (3) 競技種目別大会の実施要項及び申込用紙は、夏季大会については4月20日、冬季大会については10月1日までに、開催地都道府県実行委員会より各都道府県高等学校体育連盟事務局宛に送付する。

## 18 参加申込み

- (1) 都道府県大会、または地域大会において選抜または選考されたものについて、都道府県高等学校体育連盟会長は当該校長と連署して所定の様式により定められた期限までに、会場地市町村実行委員会（市町村実行委員会が設置されていない場合は都道府県実行委員会）宛に都道府県高等学校体育連盟会長の責任のもとに申込みものとする。

上記以外の申込みは認めない。
- (2) 申込み期限は中央委員会で決めるが、原則として開催日の4週間前とする。
- (3) 申込みの詳細については、競技種目別大会実施要項の記載にしたがう。
- (4) 上記の申込み期限を過ぎた場合は参加できない。

## 19 大会参加料

- (1) 大会参加者は参加料を納入する。
- (2) 参加料の額は、中央委員会で決定する。
- (3) 参加料は会場地市町村実行委員会（会場地市町村実行委員会が設置されていない場合は都道府県実行委員会）に納入する。
- (4) 参加料は競技種目別大会運営費にあてる。
- (5) 参加料以外に大会運営費の一部を参加者から徴収する場合は、中央委員会の承認を得なければならない。

## 20 大会参加章

- (1) 参加章は大会に参加した大会役員、競技役員、運営役員及び補助員と都道府県選手団本部役員、選手、監督及び報道員並びに会場地市町村実行委員会が必要と認めたものに支給する。
- (2) 参加章は大会参加を証するもので、総合開会式を除くすべての競技会場に入場することができる。ただし、開催地都道府県実行委員会は、会場の都合により入場に制限を加えることができる。
- (3) 参加章の意匠は毎年新しくし、各競技種目別大会同一とする。ただし、冬季大会についてはこの限りでない。
- (4) 参加章の意匠は開催地都道府県実行委員会で検討し、本連盟会長の承認を得た後、実行委員会が作成する。

## 21 大会の式典

- (1) 夏季大会の総合開会式は原則として陸上競技場で行い、開催地都道府県実行委員会の指定した競技種目が参加する。なお、冬季大会の開会式は各会場地で行う。
- (2) 夏季大会の総合開会式に参加した競技種目が特に必要と認める場合は、中央委員会の承認を得て、別に競技種目ごとの開会式を行うことができる。
- (3) 閉会式は原則として、それぞれの競技種目ごとの競技会場で行う。
- (4) 「総合開会式式典基準」は別に定める。

## 22 表彰

各競技種目とも、上位入賞者に大会会長より賞状及びメダルを授与する。団体優勝校には、本連盟会長杯及び文部科学大臣杯を授与する。競技種目ごとの入賞数は、各競技種目別大会の実施要項に定める。

## 23 プログラム

- (1) プログラムは競技種目別大会プログラムとする。
- (2) 競技種目別大会プログラムには、商業広告を掲載することができる。掲載した広告料の収入は(財)全国高体連が収受する。なお、プログラム収入の会計処理については、開催都道府県高体連各競技専門部が当たる。
- (3) プログラムは有料で頒布することを原則とする。ただし、次については無料とする。

ア. 競技別団体（関係種目のみ）	5部
イ. 競技役員（関係種目のみ）	1部
ウ. 都道府県選手団本部（全競技種目）	2部
エ. 競技種目別都道府県代表総監督、監督（関係種目のみ）	1部

オ. 参加校各校につき（団体関係種目のみ）	2部
カ. 報道関係者	申込人数の1/4
ただし単独競技取材社（関係種目のみ）	1部
キ. 本連盟（全競技種目）	15部

## 24 都道府県選手団役員編成

- (1) 都道府県選手団本部役員の編成は、各都道府県高等学校体育連盟が次の基準により編成する。
  - ア. 夏季大会は団長、副団長、総監督、総務併せて10名以内
  - イ. 冬季大会は団長、副団長、総監督、総務併せて5名以内
- (2) 都道府県選手団本部役員の参加申込みは、開催地都道府県実行委員会事務局に申し込まなければならない。

## 25 大会の経費

大会の準備並びに運営のための経費は国庫補助金、開催地都道府県補助金、会場地市町村補助金、本連盟負担金、助成金、参加料、寄附金、協賛金等でまかなう。

## 26 宿 泊

- (1) 都道府県の本部役員・選手・監督及び視察員、大会役員、競技役員及び報道員の宿舎は、開催地都道府県実行委員会が準備し配宿する。なお、エントリーした選手、監督は宿泊要項に基づき、所定の様式により都道府県高等学校体育連盟会長の責任のもとに期日までに申込みものとする。
- (2) 競技種目別大会参加者の宿舎は、なるべく実施会場に近い周辺に選定する。
- (3) 宿舎はホテル、旅館を原則とするが、寮、寺院、民家等を利用することができる。
- (4) 1人の宿泊に要する広さは、少なくとも消防法の定める限度を下回ってはならない。
- (5) 宿泊料金は開催地都道府県実行委員会が予め旅館組合と協定したものについて、大会開催の前年の9月までに中央委員会に提出する。

## 27 交 通

- (1) 競技会場への移動は公共交通機関の利用を原則とする。
- (2) 公共交通機関での移動が大会運営上支障があると判断される場合は、開催地都道府県・会場地市町村実行委員会は、できる限り大会参加者の集散及び競技会場への必要な交通上の便宜を計るものとする。
 

但し、シャトルバス等を運行する場合は、受益者負担を原則とする。
- (3) シャトルバス等を計画する場合は、競技種目別大会実施要項に明記し、参加者が利用料金等を事前に把握できるようにする。

## 28 報 道

- (1) 報道員の範囲は新聞社、雑誌社、ラジオ、テレビ、ニュース映画社の所属社員で日本新聞協会、雑誌協会、写真記者協会、ニュース映画記者協会にそれぞれ加入している者及び主催者が許可したものに限る。
- (2) 報道員に開催地都道府県実行委員会で作成した報道員章（腕章・帽子・IDカード等）を貸与し、その報道員章によって各会場に入場し取材することができる。各会場では指定された場所で取材しなければならない。

(3) 放送に関しては、本連盟と日本放送協会が締結した契約内容を優先する。

#### 29 入場料

総合開会式及び競技種目別大会の入場料徴収については、これを徴収することも可とする。徴収する際の料金等は、開催地都道府県実行委員会が関係機関と協議して設定し、中央委員会の承認を得なければならない。

#### 30 緊急時の対応

緊急時の対応については、開催地都道府県実行委員会が別に定める。

#### 31 補則

この大会開催基準要項に定めるもののほか、大会を開催し、運営するために必要な事項については、中央委員会において審議し、決定する。ただし、本連盟理事会での判断を求める必要のある事項と認めるときは、意見を付して理事会に提議しなければならない。

#### 附 則

本要項は昭和39年度大会より発行する。

昭和41年11月 第一次改正

昭和45年11月 第二次改正

昭和49年 4月 第三次改正

昭和52年11月 第四次改正

昭和55年11月 第五次改正

昭和57年 5月 第六次改正

昭和63年 5月 第七次改正

平成 5年 5月 第八次改正

平成 5年11月 第九次改正

平成 8年11月 第十次改正 [出場は同一競技3回まで] [外国人留学生もこれに準ずる]

平成 9年 4月 第十一次改正 [統廃合対象校の参加]

平成 9年11月 第十二次改正 [4月2日以降に生まれたもので、19歳未満のもの]

平成11年 5月 第十三次改正 [中国等帰国生徒]

平成12年11月 第十四次改正 [4月2日以降に生まれたものとする]

平成16年 3月 第十五次改正 [引率・監督 [中国等帰国生徒] [中央委員会承認事項]

[会長承認事項] [交通] [中等教育学校] 他全体

平成17年 3月 第十六次改正 [大会申請書の提出について] [大会の内容 (4) ]

[実行委員会 (4) 中央委員会の承認]

[宿泊 (5) 宿泊料金の決定]

平成18年12月 第十七次改正 [大会開催地の決定]

平成20年 3月 第十八次改正 「大会参加資格の改正」

平成20年12月 第十九次改正 「入場料について」

平成21年 5月 第二十次改正 「大会参加資格72条、115条の改正」

平成22年 3月 第二十一次改正 「主催の改正」

平成23年 3月 第二十二次改正 「決定主体明確化」